

甲府駅南口自転車駐車場 指定管理者業務仕様書

令和 7 年 1 0 月

甲 府 市

目 次

1	趣旨	1
2	管理に対する基本的な考え方	1
3	施設の名称	1
4	就業時間等	1
5	利用料金	2
6	指定管理者が行う業務の内容	2
7	法令等の遵守	3
8	保険	3
9	責任及びリスク分担	4
10	事業計画	4
11	事業報告	4
12	事業の評価	5
13	個人情報の管理に関すること	5
14	物品の帰属等	5
15	事業の継続が困難になった場合	5
16	指定管理終了時の業務の引継ぎ	6
17	立入検査	6
18	注意事項	6
19	ネーミングライツパートナーとの協力及び連携	6
20	その他	6

甲府駅南口自転車駐車場指定管理者業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、指定管理業務の内容及び履行方法について定めることを目的とします。

2 管理に対する基本的な考え方

業務にあたっては、各自転車駐車場の設置目的、役割等を理解し、施設利用の公平性を確保するとともに、利用者の利便性、安全性及び快適性を損なうことがないような管理運営に努めなければなりません。

- (1) 各自転車駐車場は、「甲府市自転車駐車場条例」において、公共の場所における自転車の放置を防止するとともに、自転車利用者の利便性を図るための施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (3) 甲府市の意図するところに従い、常に善良な管理者の注意をもって管理運営に努めること。

3 施設の名称

- (1) 甲府駅南口第1自転車駐車場
- (2) 甲府駅南口第2自転車駐車場

4 就業時間等

- (1) 休業日

無休

- (2) 開場時間

24時間

- (3) 就業時間

ア 日中維持管理業務

1日4時間

ただし、各曜日等における就業時間は次のとおりとします。

月曜日、木曜日	午前 7時30分から午前11時30分
火曜日、水曜日、金曜日	午後 3時30分から午後 7時30分
土曜日・日曜日・国民の祝日、ゴールデンウィーク ^{*1} 、年末年始 ^{*2} 、 甲府市立小中学校の夏季休業日 ^{*3}	午前10時から午後 2時

^{*1} (令和8年4月29日～5月6日、令和9年4月29日～5月5日、令和10年4月29日～5月7日、令和11年4月28日～令和11年5月6日、令和12年4月27日～5月6日) ^{*2} (12月29日～1月3日) ^{*3} (7月21日から8月28日)

イ 深夜巡回警備業務

土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の午前1時頃

5 利用料金

各駐車場の利用料金は無料とします。

6 指定管理者が行う業務の内容

(1) 人員の配置及び体制

指定管理者は、自転車駐車区域の就業時間中、管理室内又は場内に、1名以上の人員を配置すること。

(2) 日常の管理業務に関すること

ア 円滑な利用を図るため、自転車駐車場内の自転車及びバイク（以下「自転車等」という。）の整理を行うこと。

イ 自転車等を自転車駐車場内のラックまたは白線内に置くよう指導すること。

ウ 自転車等が自転車駐車場入口や通路に放置された場合は、定められた駐車場の区画内へ移動させること。また、当該駐車場が満車の場合は別の駐車場等への駐輪を案内すること。

エ 自転車駐車場及びその周辺において、施設や設備若しくは利用状況等に異常があったときは速やかに甲府市へ連絡すること。

オ 毎週水曜日及び土曜日の自転車駐車場内の駐輪台数及び駐輪状況を毎月報告すること。

カ 甲府駅北口及び南口の自転車放置禁止区域内は毎日巡回し、違法駐輪自転車等に警告札を貼るとともに、前日以前から引き続き違法駐輪している自転車等については、随時、甲府市に報告すること。

キ その他、自転車駐車場利用者の利便性、安全性及び快適性の確保に関すること。

(3) 施設の点検、報告及び修繕に関すること

各駐車場を定期的に点検し、施設に破損・故障等が見つかった場合は、甲府市に報告すること。なお、その修繕見積額が10万円以下の軽微なものについては、指定管理者が修繕すること（照明LED球の交換等を含む）。

(4) 清掃に関すること

ア 床面と階段は、ほうき・塵取り等により、ごみ・埃・落ち葉等を除去し、状況に応じて水拭きや洗剤等を使用して洗浄すること。また、固着物があった場合は、パテナイフ等を用いて除去すること。

イ 案内看板や機器の汚れは、水拭き又は洗剤を使用して洗浄すること

ウ 管理室内の清掃についても、同様とする。

エ これらの清掃は、週3日以上行うこととする。

(5) 防火管理に関すること

- ア 消防用設備の点検・整備（火災報知機の定期点検含む）
- イ 避難又は防災上必要な設備の維持管理
- ウ その他防火管理上必要な業務

(6) 深夜巡回警備業務

ア 業務内容

巡回警備による不審者及び悪戯行為の確認、火災・盗難及び損壊行為の防止、その他異常事態を確認した時には、その都度警察及び甲府市等関係機関への通報・連絡を含め、速やかに被害の拡大防止にあたること。

イ 巡回箇所

・南口第1自転車駐車場

自転車駐車区域：場内及び周辺通路、施設、設備、管理室

原動機付自転車駐車区域「ふじでん Scooter Parking」

：区域内全般、施設、設備

・南口第2自転車駐車場

自転車駐車区域：場内の1階～3階及び周辺通路、施設、管理室

原動機付自転車駐車区域：区域内全般、施設、設備

7 法令等の遵守

管理運営にあたっては、次に掲げる法令等を遵守してください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）
- (3) 甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (6) その他関係法令・施行規則・通知・要領等

8 保険

指定管理者が施設を管理運営するために行う全ての業務は、原則として全国市長会市民総合賠償補償保険の対象となります。ただし、指定管理者の故意によって生じた賠償責任、駐車中の自転車に対し故意や過失によって生じた賠償責任、指定管理者が独自の事業を行った場合の運営上の賠償責任を除きますので、それらに対する賠償責任については、必要に応じて指定管理者が保険等に加入して下さい。

9 責任及びリスク分担

指定管理期間中の責任及びリスク分担については、次の表を基本とします。

事項		甲府市	指定管理者
自転車駐車場の管理運営全般 (整理、指導、苦情対応、安全管理等)			○
自転車駐車場の維持管理 (清掃、保守点検、光熱水費等支払、消耗品・備品の調達管理)			○
物価・金利の変動に 対するリスク	物価・金利の変動に伴う経費の増		○
	著しい場合	協議	
法令・制度の変更に 対するリスク	指定管理者が行う管理業務に及ぶ法令・制度の変更に伴う経費の増		○
	著しい場合	○	
施設・設備の修繕	見積額が1件10万円以下のもの		○
	10万円を超えるもの	○	
第三者への賠償	施設・設備の瑕疵による損害	○	
	指定管理者の業務上の故意又は過失による損害(駐車中の自転車に対する損害等)		○
各種保険への加入(賠償責任保険・火災保険)		○	
管理運営の実施計画の不備等に起因するリスク			○
施設構造に起因するリスク		○	

10 事業計画

指定管理者は、甲府市が指定する期日までに、毎年度の事業計画書を提出し、甲府市の確認を得てください。様式等詳細は、協定書において定めるものとします。

11 事業報告

指定管理期間中は、以下の事業報告を甲府市に提出するものとします。様式等詳細は、協定書において定めるものとします。

(1) 月次業務報告書の提出

指定管理者は月次業務報告書を作成し、翌月の5日までに提出してください。

(2) 事業報告書の提出

指定管理者は、各年度終了後60日以内に事業報告書を提出してくだ

さい。

(3) その他

その他、市長が必要と認めた報告書等を提出していただくことがあります。

1 2 事業の評価

甲府市は、各種報告書等に基づいた管理状況の評価及び立入検査の実施によって、指定管理者の業務が関係条例及び協定基準を満たしていないと判断したときは、是正勧告を行い、改善がみられない場合は指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

1 3 個人情報の管理に関すること

個人情報の保護については、甲府市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行うものとします。

1 4 物品の帰属等

- (1) 指定管理料により購入した物品は、甲府市の所有に属するものとします。
- (2) 指定管理者は、甲府市の所有に属する物品について「甲府市物品管理規則」及び関係例規の管理の原則に基づいて管理するものとします。また、備品台帳を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動があった場合は、甲府市に報告するものとします。

1 5 事業の継続が困難になった場合

- (1) 甲府市は、指定管理者が施設の管理運営を継続することができないと判断した場合、事前にその旨を通知し協議を行ったうえで、その指定の取消し及び協定の解除をすることができます。この場合、指定管理者の損害に対して甲府市は賠償しません。また、取消しに伴う甲府市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。
- (2) 指定管理者は、施設の管理運営を継続できないと認められる事由が生じた場合には、甲府市に対して指定の取消し及び協定の解除を申し出ることができます。この場合、指定管理者の損害に対して甲府市は賠償しません。また、取消しに伴う甲府市の損害については、指定管理者が賠償するものとします。なお、指定管理者は、指定の取消し及び協定の解除を求めるときは、取消し等を希望する月の6箇月前までに文書をもって甲府市へ意思表示するものとし、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。
- (3) 不可抗力等により事業の継続が困難であると判断した場合は、甲府市は、

指定管理者に対し指定取消しの協議を求め、その結果やむを得ないと判断した場合は、指定の取消し及び協定の解除を行うものとします。この場合、取消し等によって指定管理者に発生する損害、損失及び増加費用は、甲府市と協議するものとします。

1 6 指定管理終了時の業務引継ぎ

指定管理者は、新たな指定管理者への引継ぎについて、市民サービスの低下とならないよう、円滑に誠意をもって引き継ぎを行うものとします。

1 7 立入検査

甲府市は必要に応じ、指定管理者に対して、業務の状況に関する報告、関係帳簿等の提出、指定管理者の立会いによる現地確認等を求めることができます。

1 8 注意事項

(1) 第三者への業務委託について

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできません。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、甲府市と事前に協議し、承諾を得ることとします。

(2) 危機管理について

緊急対応策、防犯・防火対策などの危機管理マニュアルを作成し、業務従事者に周知徹底してください。

(3) 職員研修等について

業務従事者に対し、接遇や運営に必要な研修を随時実施してください。

また、業務従事者は制服及び名札を着用するなど、利用者から容易に確認できるようにするとともに、利用者に不快感を与えないような身だしなみ等に配慮してください。

(4) 経費の削減について

質の高いサービスを利用者に提供するとともに、効率的な管理運営を行い、経費の削減に努めてください。

1 9 ネーミングライツパートナーとの協力及び連携

南口第1自転車駐車場 原動機付自転車駐車区域については、ネーミングライツパートナーによる施設の魅力向上や地域貢献・地域活性化につながる提案などがあつた場合は、ネーミングライツパートナーとの協力及び連携を図ること。

愛称「ふじでん Scooter Parking」

20 その他

この仕様書に定めのない事項や解釈についての疑義が生じた場合には、随時、甲府市と指定管理者が協議して決定するものとします。